

研究員・研修生制度

大学院連動メンタルヘルスセンター

区分	参加資格	要件	期間
研修生	学部生・学部卒業生・大学院生で、臨床心理士・公認心理師の資格取得を目指す者で、所属大学の指導教員または理事の推薦のある方。	①準会員として入会する。 ②センターが主催する講座、ワークショップ、ケースカンファレンス等に参加することが出来る。ただし有料の場合は、本人の申し出により減免処置を講じる。 ③センターが関わるメンタルヘルス調査、アセスメント尺度の開発等の業務に対し、自らまたはセンターの要請に応じ参加し研鑽に励む。	■申込期間：随時 ■活動期間 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
研究員	大学院修了生で、臨床心理士・公認心理師の資格取得を目指す者で、出身大学の指導教員または理事の推薦のある方。	①準会員として入会する。 ②センターが主催する講座、ワークショップ、ケースカンファレンス等に参加することが出来る。ただし有料の場合は、本人の申し出により減免処置を講じる。 ③センターが関わるメンタルヘルス調査、アセスメント尺度の開発、セミナー等の講師やTAとしてセンターが依頼する業務に対し遂行する(具体的な役割や手当は別途内規に基づき定める)。	備考：承認は教務委員会を経るものとする
特別研究員	臨床心理士・公認心理師・その他資格を有する者で、本会の活動を理解し、出身大学の指導教員または理事の推薦のある方。	①正会員として入会する。 ②センターが主催する講座、ワークショップ、ケースカンファレンス等に更なる資質の向上を目指して参加することが出来る。ただし有料の場合、本人の申し出により減免処置を講じる。 ③センターが関わる支援事業(各種セミナー、相談業務など)や研究開発事業(メンタルヘルス調査、アセスメント尺度の開発業務など)について、必要に応じて業務遂行することが求められる。この場合の役割や手当については別途定める。	備考：承認は教務委員会を経るものとする

※別紙申込用紙に必要事項記載の上、お申し込み下さい。

2021年6月26日 改正

大学院連合メンタルヘルスセンター
教務委員会規程

(目 的)

- 第1条 大学院連合メンタルヘルスセンターで実施している教育・受講者について、
ならびに受講者の評価が正しく行われているかどうかをチェックすること。
- 2 当面は、実習における評価について審議を行う。

(構 成)

- 第2条 構成委員は、教育に関する十分な経験を有する者とする。
- 2 構成委員の数は、複数名から構成し、委員長は当面、代表理事が兼務する。

(開 催)

- 第3条 開催は実習評価を各大学へ返す時期を考慮して、年度末に実施するが、必要に応じて年度途中の開催も視野に入れる。

成立：2021年6月26日・総会

特別研究員・研究員・研修生登録申請

NPO 法人大学院連合メンタルヘルスセンター

「特別研究員・研究員・研修生」の登録を申請いたします。 申請年月日 年 月 日
 変更年月日 年 月 日

(フリガナ) 氏名		性別 男・女	≪証明写真≫ 1枚 (4×3cm) 裏面に氏名をご記入の上、貼りつけてください。
生年月日	昭和・平成 年 月 日生		
(フリガナ) 現住所	〒 -		
(フリガナ) 連絡先			
※ 現住所と異なる場合のみご記入ください。			
TEL (携帯電話)		FAX	
携帯メールアドレス		PCメールアドレス	

年	月	学歴(高等学校以降)・職歴

年	月	免許・資格

≪自己申告欄≫

◆「特別研究員・研究員・研修生」としての活動・研究計画、抱負等を記入してください。(別紙添付可)

◆ご自身が得意とする領域(例:セミナー等で何ができるのか)を記入してください。(別紙添付可)

推薦理事の氏名	※ 推薦状を添付してください。
---------	-----------------